

障害児の高校進学と「教育を受ける権利」の保障

—「浦高問題」における血友病患者大西赤人の主張に着目して—

基礎教育学コース 末岡 尚文

Going to high school and Guarantees of "Right to Education" of children with disabilities
-Focusing on the assertions of Akahito ONISHI in "Urako Issue"-

Naofumi SUEOKA

The purpose of this paper is to examine the significance of going to schools for children with disabilities by analyzing the assertions of Akahito Onishi, a hemophilia refused enrollment by Urawa High school in 1971. Akahito and his father protested against school, saying they did not operate the school report system properly. His assertions were characteristic in that he showed various meanings of entering schools for himself, but did not make it a premise for guaranteeing his rights to education.

目次

1. はじめに
2. 大西赤人と浦高問題
 - 2-A. 浦高問題発生まで
 - 2-B. 「実現する会」と運動の広がり
3. 赤人にとっての「高校」
 - 3-A. 赤人の高校進学と「教育を受ける権利」
 - 3-B. 「教育を受ける権利」と「能力に応じて」
4. 浦高問題以降の「実現する会」の運動と養護学校義務化における赤人の主張
5. おわりに

1. はじめに

1971年3月、埼玉県立浦和高校を受験した血友病患者大西赤人は、当日の学科試験で「優に合格圏内」の成績を取るも、「内申書の総合評点が低い」という「県の現行内申制度の制約」を理由に不合格となった。この処置を不当とした赤人の父大西巨人の抗議から始まった一連の運動は「浦高問題」もしくは「大西問題」等と呼ばれ、「地域の普通学校への障害者／病者の教育権保障運動の最初期の運動の一つ」となるとともに¹⁾、後年の養護学校義務化に際し「親の学校選択権」を主張した「大西問題を契機として障害者の教育権を実現する会」（以下、実現する会）が結成される端緒ともなり²⁾、更には「後の血友病患者本人たちの運動に大きな影響を与えた」重大な事件となった³⁾。

血友病とは「血液を固める凝固因子の一部の因子活性が低い／無いため、止血に時間がかかる」「様々な先天性血液凝固異常症の一部」である。ただしあくまでも「出血が止まりにくい」障害であり、出血した場合も「ひとつひとつ丁寧に止血の対処をすればまったく問題はない」⁴⁾。にもかかわらず、血友病はしばしば「出血が止まらない」障害であると誤解され、血友病患者たちは様々な困難や差別に直面してきた。

特に浦高問題においては、赤人の志望した浦和高校がいわゆる「一流校」であったことや、赤人が学業成績に優れた中学生の頃より小説家としてデビューした「優秀な少年」であったことが、これらの問題に拍車をかけていた。北村（2014）が指摘するように、巨人らは単純に「赤人は成績優秀だから、浦和高校に入学できて当然だ」と述べていたわけではない⁵⁾。赤人の内申書の評点の低さは血友病患者であることを理由に授業に参加する機会を奪われていたことによるものであり、また内申制度は本来「中学校教育が高校入試の準備に傾斜してしまうのを是正し、中学校で本来行われるべき教育を実現するため」のものである以上⁶⁾、その成績は「実質的」に、すなわち額面上の点数よりも高く評価することが適切な運用であるというのが、巨人の主張であった。さらに北村は赤人があくまでも社会や友人との接点を保つことを進学に求めていたことに着目し、その点において、浦高問題を1980年代後半に学力による選抜そのものを問題視し障害児を含めた希望者全入を訴えた知的障害児佐野雄介らの教育権保

障要求運動や全入運動へとつながる契機・共通点を孕んだ⁷⁾、「学力／能力を積極的に強調する部分と学力／能力を問わない次元の部分の両方をあわせ持った重層的な事件」であったと分析している⁸⁾。

ただし北村は、浦高問題においてこのような重層性がいかなる背景のもと共存していたのかについては明言していない。そこで着目したいのが、上記のように巨人らは浦高側が不合格の根拠とした内申制度や入試制度そのものを否定するのではなく、反対にそれらの制度を目的に即して積極的に活用することを通して、赤人の権利の保障を目指す姿勢を取っていたことである。浦高問題を巨人の文学活動との関連の中で検討した橋本（2018）は、巨人が提示したドイツの法学者イエーリングの「法感情」の用法や、巨人の代表作『神聖喜劇』の中に見られる法の「逆用」と同じ姿勢が「実現する会」のシンポジウムや機関誌『人権と教育』を通じて関係者の間で共有され、最終的に「実現する会」の主張等とともに『神聖喜劇』に「還流」・反映されたことを指摘している⁹⁾。これは巨人と「実現する会」が相互に影響を与えながら、法の条文を「自ら解釈し「正しくはたらかせる」よう主張する」姿勢を共有していったことを意味しており¹⁰⁾、このことを踏まえると、北村の指摘した学力／能力をめぐる重層性も、巨人らの主張の論拠となった憲法及び教育基本法が、「能力に応じて、ひとしく」教育を受ける権利を規定していることと関連していると考えられる。

このような特徴を持つ浦高問題は、法や制度の「適切」な運用としての障害者に対する配慮＝機械的な制度運用の見直しを要求した、いわば今日の「合理的配慮」の理念へとつながる可能性を持った先駆的な運動として位置づけることも可能であるだろう。ただし近年行われた赤人・巨人に対するインタビュー調査からは、両者と「実現する会」の間で運動の方向性や「教育を受ける権利」／「教育権」の捉え方に関して距離があったことや、そのことが原因で後年の「実現する会」の運動から赤人・巨人が離れていったことも示唆されている¹¹⁾。つまり、本人や「実現する会」の間では法の解釈を通じた権利の保障を目指す姿勢は共有されてはいたものの、具体的な権利観・教育観は必ずしも統一されていたわけではなかったことがうかがえる。

そこで本稿では、赤人や巨人、「実現する会」の著書や論文、新聞記事や『人権と教育』等の記述などをもとに、赤人にとって学校に通うことがいかなる意味を持ち、またいかなる配慮が運動の中で主張されてい

たのかを分析するとともに、それらが憲法や教育基本法に規定された「教育を受ける権利」といかなる関係にあったのを明らかにすることを通して、障害児（者）の就学・進学を持つ意義と課題について検討を深めたい。

以下、第2章では浦高問題の経緯を確認しつつ、実際に交渉の矢面に立った「実現する会」の主張の内容とその特徴について明らかにする。第3章では浦高問題における赤人の学校観・教育観に加え、巨人らの主張の前提となった「能力」について、赤人本人による「教育を受ける権利」の解釈との関連の中で考察する。さらに第4章では、1979年の養護学校義務化に際し「実現する会」が主張した「親の学校選択権」論を比較対象としつつ、浦高問題を経た赤人が学校教育の意義や義務化の問題点をいかに捉えていたのかを、義務化に対する赤人自身の主張から検討する。最後に、それまでの議論から見えてくる浦高問題の歴史的意義と、赤人の主張の持つ独自性・可能性について考察する。

2. 大西赤人と浦高問題

2-A. 浦高問題発生まで¹²⁾

1955年に作家・大西巨人の長男として誕生した赤人は、生後11ヶ月のときに血友病と診断された。先述したように血友病は様々な誤解や差別の対象となっていたが、成長に伴って症状が軽減していくことは医学上の定説となっており、学齢期となった赤人は地域の小学校に入学した。ただし当時は血液製剤が普及しておらず、赤人は関節内出血を繰り返したことで膝が強直し、小学校2年生のころには自力での歩行が困難となっていた。そのため赤人は外出時には専用の乳母車に乗って移動するようになり、小学校までも母美智子に毎朝送迎されていた。特に高学年になると教室が2階・3階となったため、自力で階段を登れない赤人は昇降口から教室まで美智子に背負われて登校し、特別教室への移動もその都度美智子が来校して行っていた¹³⁾。

その後も赤人は様々な部位の出血に苦しめられたが、1967年に血液製剤AHG（抗血友病性グロブリン蛋白）が登場し、以降は出血しても「相当軽く」抑えられるようになった。とはいえ歩行自体はその後も困難なままであり、1968年に小学校を卒業した赤人は、校区の本太中学校が自宅から遠かったことなどから校区変更を行い、大原中学校に入学した。このとき美智

子は同時に小学校に入学した弟野人（赤人と同じく血友病者）の送迎を行うこととなったため、赤人の送迎は特約を結んだタクシー会社が行い、昇降口から2階の教室までは運転手に背負われて日々登校することになった。

赤人は小学校の時と同様に友人と活発に交流し、放課後のクラブ活動にも連日参加していたほか、2年生の時には『小説宝石』に短文小説「計画」を発表、小説家としてのデビューも果たした。しかし大原中学校では赤人が入学した年の2学期から教科教室制が採用されていたため、それ以降赤人は教室のある2階以外の階や別の棟で行われる授業に参加できなくなっていた。特に体育、音楽、技術、美術の実技4科目及び英語・理科の授業では自習を余儀なくされており、さらに3年生になると教室が3階になり移動する教室の数も増えるため、やむを得ず赤人は進級時に教科教室制を採用しておらず校舎も2階建てである木崎中学校へと転校した。木崎中学校では主教室こそ1階であったものの、大原中学校と違いクラブ活動や文化祭、放課後会議などへの参加は認められず、平時の授業においても合理的な理由や説明もなく一人だけ欠席や早退を強制されるなど¹⁴⁾、様々な差別に赤人は直面した。また実技科目には依然として参加できず、内申書の評点も低く付けられていた。そして進路選択の時期が迫り、赤人は自宅から近く校舎が2階建てである浦和高校への進学を志望した¹⁵⁾。

赤人は校内模試などでは優秀な成績を収めており¹⁶⁾、中学生の「進路決定に多大の影響を与える」1971年1月11日の「浦和市一斉テスト」でも木崎中トップの成績を取っていた。しかし当時埼玉県では入試成績と内申書を同等に評価する制度が取られていたため、実技科目の評点が低い赤人の内申書を何の配慮もなしに評価の対象にすると、当日の入試がいくら良くとも不合格となる可能性が高かった。加えて、身体障害を不合格の理由とされることも十分に考えられた。そこで1月25日に巨人は浦和高校を訪れ、当時校長であった柳瀬忠と面談を行った。柳瀬校長は巨人に対し、赤人の内申書を「それ相当の考慮をもって、実質的に評価」すると約束し、加えて「赤人君の身体条件は、全く入学拒否理由にならない」「他の高校よりも、本校のほうが、最もよく赤人君の状況を理解し、その学習に協力できる」「赤人君のような障害者の入学は、本校生徒に何かと好影響を与えるに違いない」「入学願書の提出は結構である」と言明した。このとき赤人は腸腰筋出血のため東京医大病院に入院してい

たが、この返答を聞いて安心し、浦和高校を受験することを正式に決定した。赤人は受験2日前の2月27日に退院したが、その間に訓練を行ったことで松葉杖での歩行が可能となっており、入試当日の3月2日も乳母車と松葉杖で浦和高校に来校・受験し、200点満点中176点と優秀な成績を収めた¹⁷⁾。

しかし合格発表日である3月7日、赤人は不合格とされていた。腑に落ちない赤人の前に、9日、浦和高校教頭らが大西家まで来訪し、赤人の入試の点数は「優に合格圏内だった」が、「県の現行内申制度の制約のため、つまり、赤人君の内申書の総合評点が低いために、不合格とせざるをえなかった」と説明した。これを聞いた赤人は浦和高校が面談時の約束を破棄して内申書を機械的に評価していたことを知り、さらにその後巨人が浦和高校や県教委と交渉を行う中で、面談時に提出した資料が校長の机の中にしまい込まれていたことや、内申書には「血友病、起立訓練中」としか書かれていなかったこと、入試当日すなわち退院2日後の身体状況をもって赤人の病状判定をしていたことなどが明らかになる¹⁸⁾。巨人と赤人は内申書の評点は建前であり、実際には身体障害を理由に入学を拒否されていたと確信することとなった。

その後巨人は3月30日に朝日新聞上で論文「障害者に学ぶ権利がある」を発表、障害者教育において憲法第26条「教育を受ける権利」及び教育基本法第3条「教育の機会均等」が侵害・違反されていることを広く世論に訴えた。さらに6月・10月に文部大臣にあてた公開状を通して、障害による「特定学習事情」によって「不可抗力的」に低下した実技科目の評点を機械的に評価することは内申書の「悪用・侮蔑・軽視」に相当し、「中学校における正しい教育を推進し、本来の教育を充実する」という「県の現行内申制度」の目的そのものに抵触する行為であると主張¹⁹⁾、各種法の条文に基づいた是正措置を行うことを要望した。これらの活動は大きな反響を呼び、7月には埼玉県内の教師や大田堯・清水寛・梅根悟などの教育学者を呼びかけ人とする「実現する会」準備事務局が発足、10月の結成大会に先立ち、浦和高校の措置を「違法でも不当でもない」と主張する県教委との交渉も開始された²⁰⁾。

2-B.「実現する会」と運動の広がり

11月・12月と県教委と交渉した「実現する会」は、学校教育法施行規則第26条に「児童が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならない」と

規定されているにもかかわらず、実際には県の指導によって現場の教師たちは障害児と健常児と同一の相対評価の枠組みの中で評価せざるを得なくなっていることを明らかにするとともに²¹⁾、3年間オール1とされていた保健体育で赤人がペーパーテストではほぼ満点を取っていたことなどを指摘しながら、中学校の評価及び浦和高校の合否判定会議に対する県の指導の責任を繰り返し追求した。しかしながら県教委は中学校における評価および浦和高校の判定は適切であったという姿勢を崩さず、その後は「実現する会」との交渉にも応じなくなった。

上記の交渉において「実現する会」は県教委の指導を批判しつつ内申制度そのものの問題点にも意識を向けていたが、その後は批判の矛先を「学力検査の成績と調査書の学習の記録は同等に取り扱う」という県の選抜方針を「形式的・機械的」に解釈した浦和高校及び県教委の「行政指導上の誤り」に向けるようになった²²⁾。すなわち「実現する会」は、内申制度そのものに問題はあれど上記のような経緯を持つ内申書の評点を機械的に扱うことは現行制度内においても憲法および教育基本法に違反する不当な行為であると主張を続けた上で、浦高・県教委に対し不合格判定の撤回を要求し続けた。このような「実現する会」の運動は、希望者高校全入を要求する埼玉県教職員組合連合（県教組・県高教組の連合組織）や浦和市教組等の活動にも影響を与えたほか²³⁾、浦和高校内でも一部教師たちが職員会議で赤人の入学を認めることを提案し、東京医大の医師から赤人が就学に耐えうる旨を記した診断書を取得するなどの広がりを見せていった²⁴⁾。ただし「実現する会」は浦高問題の解決のためには高校全入の実現が必須であるという意見に対しては、「高校全入が実現するまで、赤人君のような場合の教育権は実現されない」ことを意味するとして全面的に反対するとともに、自分たちを含む多様な運動が協力しあい「教育を民衆の手にとりもどす」素地を作ることを通して初めて、高校全入といった「教育の全般的改革」をめざす運動も真に内容のあるものになると訴えていた²⁵⁾。すなわち「実現する会」は現行制度を前提とした権利の主張を積み重ねることが制度そのものの変革へとつながっていくという主張のもと、多様な団体との連携を試みつつ、直接的には赤人という一人の障害者の権利の奪還を目的とした運動を進めていた。

しかしその後も浦和高校は赤人の入学を認めず、県教委も浦高問題は解決済みとする姿勢を崩さなかった。そのため1973年3月、赤人の法定代理人として巨

人が浦和高校及び県教育局を「瀆職ノ罪」（職権乱用罪）で告訴するとともに、両者が県会議員の親族縁故者などを慣行的に不正入学させていたことを「瀆職ノ罪」及び「文書偽造ノ罪」（公務員虚偽公文書作成罪）で告発する。「実現する会」もこれを全面的に支援するが、浦和地方検察庁は1974年1月に巨人の訴えを不起訴処分とした。巨人は浦和地裁に準起訴手続きを行うも棄却され、さらに東京高裁へ抗告するもこれも棄却される。最終的には最高裁に対し特別抗告を行うもこれも棄却されたため、刑事事件として裁判が開かれることは一度もないまま、浦高問題は「過渡的決着」を迎えることとなった²⁶⁾。

最高裁棄却を受けた赤人は大学入学資格検定試験（大検）を受けることを決め、1974年10月に受験、16課目全てに合格した。しかし、「それはあくまで僕の個人的な変化に過ぎず、学校（浦高）問題・障害者教育差別は全く進展も解決もしていない」として²⁷⁾、合格を喜びつつも、浦和高校に入学を不当に拒否されたという事実は消えず、問題の本質的な解決は行われていないと捉えていた。その後赤人は後述するように養護学校の義務化に際し独自の立場から持論を主張するとともに、小説家・批評家として数々の作品を発表し、現在は文学雑誌『メタボゾン』責任編集として活動を続けている。

3. 赤人にとっての「高校」

3-A. 赤人の高校進学と「教育を受ける権利」

浦高問題発生以降、赤人は様々な雑誌や著書等を通して問題を世間に訴えた。それらでは赤人が志望先を決定した理由は地理的・環境的要因によるものが大きく、浦和高校という「一流校」を求めたのはあくまで偶然であったことが繰り返し述べられている。当時大西家から現実的に通える距離にある高校は浦和高校を含む3校しか存在せず、浦和高校以外の2校はともに4階建ての校舎であり²⁸⁾、就学に適切な環境とは言えなかったためである。しかしながら、周囲からは県教委の「浦高は“頭も一流・体も一流”の者たちだけが入学するのだ」等の差別的発言のみならず²⁹⁾、「なぜ赤人君は普通高校へ入ろうとするのか、障害があるんだから、障害児学校でいいじゃないか」³⁰⁾、「赤人君の場合は、エリートのため、このような問題が起って来たのだと思います」といった意見や³¹⁾、「なぜ浦高に固執するか?」「浦高のようなエリート校になぜ入学しなければならないのか」といった疑問・批判が³²⁾、様々

な立場の人々から寄せられることになった。

そこで以下ではまず、赤人が高校進学に際し何を求めていたのかを検討していきたい。1972年2月の『毎日ライフ』で赤人が浦高問題について詳細に述べた「血友病との対決」では、中学校卒業に際し進学を望んだ理由が下記のようにまとめられている。

勉強は、家に居ても、やってやれないことはない。だから、高校そのものに、執着はそれほどなかった。しかし、家にじっとしては、どうしても交友や社会生活から切り離される。そこで“勉強プラスX”の主としてXを求め、高校へ進もうと決心。校舎が家に近く二階建て、いろんな意味で僕の通学修学に最も適当な埼玉県立浦和高校を選んだ。³³⁾

ここからは、先行研究で述べられていたように赤人が高校進学に際して「勉強」はさほど求めておらず、主に「交友や社会生活」を維持するための場として学校を捉えていたことがうかがえる。これは血友病者の行動範囲が健常者に比べて大きく制限されていることを踏まえた社会参加の要求であるとも言えるが、赤人は続けて下記のようにも述べている。

この事件に対して様々な誤解もあるようだが、これの根本的問題点を皆に理解してもらいたい。障害者には、教育が一番必要ともいえる。その障害者が、現状では、希望する学校になかなか入ることができない。³⁴⁾

ここでは、障害者が教育を最も必要としているにもかかわらず「希望する学校」になかなか入れないことが「根本的問題点」であるとされている。すなわち赤人にとって学校は障害者が生きていくうえで必要な教育を得るための場であり、先程の引用を踏まえると上述した「“勉強プラスX”の主としてX」こそがそのような教育あるいはそれにつながるものであると考えられる。つまり赤人にとって「交友や社会生活」は、それ自体が学校に通う主目的であるとともに、障害者教育の根幹に位置するものでもあった。ただし赤人はそのことを直接的に不合格処置に対する抗議の理由に据えてはおらず、あくまでも障害者が自らの希望する学校に入れないことが問題であると主張している。この点において赤人は、自らの具体的な学校観・教育観とは一旦の距離をおきつつ、障害者一般の進学・就学希望を妨げる「露骨な差別」の一例として³⁵⁾、浦高問題

を位置づけようとしていたことがうかがえる。

また同時期に赤人が新聞から受けたインタビュー記事では、学校に通うことの意味について少し異なる観点から語られている。同年1月6日の『読売新聞』のインタビューで赤人は「NHKの通信講座で、高校の勉強はしてるんです。どの課目もこなせるけど、数学だけがダメ。やっぱり教室でもまれないと……」と述べており³⁶⁾、教科学習を進める上で、一人で勉強するのではなく教室で学ぶことが重要だと感じていることがわかる。つまりここでは学校に通うことが友人との交流の機会を得ることのみならず、授業を通じて自らの能力を高めることと結び付けられて要求されている。これは先述した「血友病との対決」の記述と若干矛盾するようにも思われるが、「血友病との対決」が中学校3年生の時の自身の思いを振り返る形式で書かれていることを踏まえると、運動が進む中で、学校に通い勉強することの持つ意味を、赤人が様々な観点から捉えるようになっていたとも考えられる。さらに1月16日の『毎日中学生新聞』のインタビューでも赤人は「通信教育があるじゃないか、という人がいるんですよ。でもボクはふつうの高校に行きたい。権利の問題だと思うんです」「病気を理由にした明らかな差別ですよ。腹が立ってしかたがなかった」等、高校への進学を自らの権利として主張するとともに、「同じ年ごろの友だちと勉強したい」と友人と共に勉強することを求める発言も行っており³⁷⁾、赤人の中で高校進学や他者と共に学ぶことの持つ意味が、多様な広がりを見せていったことがうかがえる。

特に事件発生直後に中学校を卒業したことは、赤人の交友関係に大きな影響を与えていた。1972年7月のインタビューで赤人は、大原中・木崎中のどちらの友人とも会うことがほぼなくなったと述べており³⁸⁾、1973年2月の『新潟日報』のインタビューでは、「ボクの場合、学校にでも行っていないと、社会との触れ合いがないから…」と³⁹⁾、卒業以降他者との交流がなくなった辛さが吐露されている。加えて1973年7月に『婦人公論』に寄稿した「障害者にも学習権を」の冒頭でも赤人は、「浦高入学被拒否以来の僕は、ちょうどエア・ポケットの中に入っているようなものだ。だから毎日の生活に規律がなく、ただ漫然と過ごすことが少なくない。少しでも勉強しようと思ってみても、なかなか気が乗らない」と述べており⁴⁰⁾、学校に通えないでいることが赤人から活力を奪い、自宅での学習活動も当初の予想に反して思うように進まなかったことがわかる。

しかし赤人は運動が長期化してからも、浦和高校を再受験したり他の高校に進学したりすることはなく、NHKの通信講座を受けるなどしながら自宅で勉強を続ける道を選んだ。それは「血友病との対決」や新聞社へのインタビューでも述べられていたように、自らの選択に基づく高校への就学・進学を権利として求める意識が強くあったためであったと言える。上述した「障害者にも学習権を」の中で赤人は、「もし、浦高が家から遠く離れていて、世間的悪感情で「二流校」とか「三流校」と呼ばれるしかし修学便利な一高校が近くにあったなら、僕は間違いなく後者を受験していただろう」と述べており⁴¹⁾、浦和高校の教育体制や世間的な評価に特別な魅力を感じていたわけではないことを改めて強調している。しかし浦和高校や教委が「どうして浦高が不合格になっただけで“学ぶ権利の侵害”などというのか。他の高校は門戸を開いているのに浦高へ固執するのは、エリート主義である」と主張していることに対しては、「現に受験した高校で入学を拒否しているのだから、他校は全然関係ない。自分が行きたいと望み、かつ本来なら行けるはずの高校に、機械的・悪平等的内申書裁定の結果入れないことが問題なのだ」と批判する⁴²⁾。すなわち、赤人にとって問題の本質は自分が「一流校」に入学できないことではなく、自らの意思と判断で選んだ学校が制度の「機械的・悪平等的」な運用によって入学を拒否し、その「学習権」を侵害したことにある。このような赤人の主張は1970年代・80年代の成人障害者による自立生活運動が提起し後に「当事者主権」と名付けられた自己決定・自己選択の主張に近いものであると同時に⁴³⁾、それらを他者との交流や社会生活の機会の保障のみならず、教科学習等をも含んだ教育の場としての学校が成立する大前提に据え、あくまでも問題を「教育を受ける権利」の剥奪として捉えていたという特徴を持つと言える。

しかし、これらの主張は最高裁による棄却という形で拒絶されることになった。これに対し赤人は「身障害者差別が、最高裁によって公認されたと言ってさえ、過言ではあるまい」と憤慨し、以降はこれまでのように制度運用のあり方ではなく制度そのものの持つ「反憲法性・反教育基本法性を中心にして、色々な面で新たな迫及・批判を続けていくことになるだろう」と述べている⁴⁴⁾。ただし実際にはその後の「実現する会」の運動の力点は他の就学運動の支援や養護学校義務化をめぐる問題へと移っていき、赤人も自らの大検受験に向けた準備へと勤しむこととなった。

3-B.「教育を受ける権利」と「能力に応じて」

上記のような障害者（児）自身の主体性を重視する姿勢は、巨人の主張にも一貫して見られる。1971年3月の「障害者にも学ぶ権利がある」及び同年6月に巨人が文部大臣に送った公開状をもとにした論文では、周囲から「全日制普通高校」あるいは「一流校」である浦和高校になど進学しないほうが「本人の幸福」だろうといった意見が寄せられていることに対し、「子女においては、小中学に入ることも高校大学に入ることも、ひとしくひとえに「教育を受ける権利」の行使に他ならない。息子赤人は、「その能力に応じて」浦和高入学を志望したのであり、保護者ならびに文学者私は、彼の決意選択を客観的に正当と認めて支持したのである」と述べている⁴⁵⁾。すなわち、巨人は児童が自らの意思で選択した（かつその選択が客観的に見ても問題がないと認められる）学校に通うことこそが「教育を受ける権利」の行使であると主張しており、自分ではなくあくまでも赤人を権利の行使主体として捉えていたことがわかる。さらに巨人は、「この赤人に「二流校」または「三流校」を充て行おうとすることは、すなわち他の「二流校」相応の能力を持てる特異体質者ないし障害者Xに「三流校」または「四流校」を充て行おうとすることであり、さらにすなわち他の「三流校」相応の能力を持てる特異体質者Yに「四流校」または進学通学取り止めを充て行おうとすることであり、さらにまたすなわちそもそも赤人にもXにもYにも一様に進学通学取り止めを充て行おうとすることである」とも述べており⁴⁶⁾、能力に基づく評価を否定しない一方で、赤人の入学を拒否することは全ての障害者の選択肢を狭め高校から締め出すことと同一であると訴えた。無論ここで言う「能力」に身体障害者が参加不能な体育等の成績（額面上の点数）は含まれていない。それゆえ、巨人は当初から浦和高校が約束した「実質的な評価」とは「先天的かつ恒常的な疾患並びに障害（身体の日常状態）」によって「不可抗力的に低下している内申書の評点を「額面評点よりもずいぶん高く」評価認定することであると主張していた⁴⁷⁾。これは能力評価の否定ではなく、むしろ他の受験生と公正に能力評価を行うために必要となる配慮の要求であり、その点において今日の合理的配慮の理念とも重なる点があると言える。

このように「能力」を機械的に評価することを批判する姿勢は赤人も同様であり、また浦高問題後の1975年には、『人権と教育』上で「「能力に応じて」ということ」という、憲法第26条に記された「能力」の解釈

をめぐる持論を展開している。そこで赤人は、浦高問題を振り返りながら「体が悪い人間の、身体的条件による避けがたい成績低下は、果たして「能力」が劣っていることになるだろうか。(中略) 先天的または後天的な障害者に限っていえば、例えば体育(実技)がそれほど必要不可欠とは思えない」と、「能力」を画一的ではなく障害者の実情に合わせて解釈する必要があることを主張する。さらに赤人は続けて、「障害者の必然的ハンディキャップを、「能力」が劣っていると捕え」学校の門を閉ざすことを「「能力に応じた教育」として正当化する人々を批判するとともに、「解釈のしよう一つで物事は大きく変わる。「体が悪いのだから、家に引っ込んでいろ」か、それとも「体が悪いのだから、学校へは行きなさい(来なさい)」か」と、障害者の就学を積極的に保障しようとする解釈のもとで、憲法を「再確認」することの重要性を訴えている⁴⁸⁾。

当時、憲法に記載された「能力に応じて、ひとしく」を、「すべての者が試験成績に示される能力に応じた程度の教育をうけられるように」と読む伝統的な「能力程度主義」解釈に対し、「すべての子どもが能力発達のしかたに応じてなるべく能力発達ができるような(能力発達上の必要に応じた)教育を保障される」とする「学習権・発達権の解釈」が提唱され、「教育法学界における通説的解釈」とされていったことを踏まえると⁴⁹⁾、巨人・赤人の主張は基本的には前者に属しつつも後者の解釈へとつながる可能性を持ったものであることがうかがえる。巨人の主張は能力の程度に応じた権利の保障を前提としている点では前者と同様であるが、その中で「障害」による評点の低下を「能力」に含まないことを強調し、機械的な制度の運用がすべての障害者の権利を制限・侵害していることを問題視している点に大きな特徴を持つ。一方で赤人の主張は、「度の重い障害児こそ人間的発達権の国家的保障を強く要求しうる教育を受ける権利の最たる権利主体と目されなければならない」という後者の解釈と同様に⁵⁰⁾、障害者であるからこそ「教育を受ける権利」は一層手厚く保障されるべきという姿勢を巨人以上に強く打ち出したものであると言え、また前節で取り上げたように1973年の時点で「学習権」という語を使用していたことから、後者の解釈を浦高問題中から意識していた可能性もうかがえる。ただし赤人はあくまでも「能力」の問い直しに焦点を当てており、「能力に応じて」に続く「ひとしく」との関係性や、後者の解釈で重要な位置を占める「発達」に関しての言及は

行っていない。また赤人・巨人はいずれも「能力」に内申書の評点を含まない一方で、入試の成績という「学力」を主張の前提としており、「能力」を「学力」に限定しない後者の解釈とは距離があることもうかがえる⁵¹⁾。これらの点を踏まえると、赤人及び巨人の主張は後者の解釈の一部というよりも、障害者自身の意思や選択に基づく権利行使の重要性を強調するとともに、「能力」とは何かを当事者の立場から解釈し直すことを通して、既存の価値観や社会的な慣習の中に意識的・無意識的を問わず障害者を排除し権利を侵害する歪みが存在していることを指摘し、その差別性を問いただそうとした点に大きな特徴を持つと言えるだろう。

4. 浦高問題以降の「実現する会」の運動と養護学校義務化における赤人の主張

浦高問題において「実現する会」は不合格判定の撤回を要求し続けたが、それは「浦高当局がまさに赤人君という一人の少年の権利を剥奪したから」であり、「けっして、赤人くんがいちばん行きたがっている学校が、浦高だからでも、浦高が日本でいちばんよい学校だと考えたからでも」なかった⁵²⁾。これはあくまでも障害者に対する権利の剥奪が行われていることを問題とする姿勢の表れであったが、同時に赤人がその権利を取り戻した際に実際に行使するのかどうかは本人の問題であると主張し⁵³⁾、運動の前提にはしないという特徴も持っていた。さらに「実現する会」は浦高問題が一応の決着を見せてからも、成人障害者岩楯恵美子や全盲児浅井一美・高橋しのぶの就学運動の支援等、障害者の権利の実現を目指す活動を展開し続けていた。

そして1979年の養護学校義務化に際し「実現する会」は、行政による養護学校の設置義務が生じたことは評価しつつ、障害児が機械的に養護学校へと就学させられることを危惧する立場から、「学齢に達したばかりのお子さんが、どういうふうな権利を行行使するかという判断をする能力は、まだない」という前提の下で本人の権利を「代行」する、「父母(本来的には本人)の学校選択権」を主張した⁵⁴⁾。これは浦高問題と同様に「教育基本法なり学校教育法といった」法律を「武器として」使うことを強調する姿勢のもとで発せられたものであったが⁵⁵⁾、一方で「能力」の欠如を理由に保護者による子どもの権利の「代行」を主張している点からは、赤人・巨人が主張していた障害者本人の選

扱を尊重する姿勢が少なくとも表面上は弱まっていることが確認できる。

一方、同時期には赤人も自らの立場から養護学校義務化に対する見解を述べている。1979年に『教育の森』に掲載された「障害児にも普通学級を選ぶ権利」で赤人は、「養護学校という方式がまるっきり間違いとは僕も考えない。適切な治療と共に勉学も進むなら、それは一つの理想だ」と述べてつも、「しかし、たとえどんなに素晴らしい養護学校であっても、そこは根本的に障害児の寄り集まりになってしまうだろう。事実是否めない」として、養護学校が根源的に持つ隔離性の存在を指摘している。また赤人は自身が小中学校での9年間、特に最後の1年間は先述したような差別的な扱いを木崎中で受けながらも普通学校（普通学級）に自らの意思で在籍し続けたことを振り返り、「障害児は、他者と触れる機会がどうしても必然的に少なくなりやすい。精神が閉鎖的で自己中心的になる危険性も伴う。同じような仲間同士で固まっていることは、ある意味では本人にとっても楽かもしれないけれど、決して理想的な状態とは思えない」と、健常児との交流の欠如が障害児の人格形成において問題を与えていることを問題視している。さらにそれは「健康な生徒にとっても、同様の指摘が出来る」とし、「障害を持つ仲間の存在に全く接触のないまま大人になってしまう人間には、障害者一般への認識・理解の困難さが付きまといかねない」と赤人は続ける。ただしこれは健常者が障害者を一方的に「理解」の対象とすることを意味するのではなく、「両者は子どもの時から学校という場で生活しながら、両者の違いを優劣に結び付けぬ概念として知っていくべきではないか」といったように⁵⁶⁾、あくまでも双方向的な関係を重要視する視点から述べられている。

ただしここで赤人は「「養護学校義務化」を誤用・悪用」することを問題としており、義務化それ自体を一面的に批判しているわけでも、全ての障害児を普通学校に就学させよと述べているわけでもない。それゆえ赤人は、「実現する会」と同様に養護学校の設置義務ができたことは評価しつつ、あくまでも「普通学級、特殊学級、盲学校、聾学校、養護学校などの並んだメニューから、通学する側の事情や都合にあった所を選ぶのだ」と、「教育を受ける権利、そしてその機会の選択主導権は、あくまで本人、および保護者にある」ことを主張する。保護者による権利の代行を前提としていない点においてこの主張は「実現する会」の学校選択権論とは大きな違いを内包しているとも言え

るが、赤人は本人と保護者のどちらが権利の行使主体であるかについても明言はしていない。とはいえ赤人が続けて「障害児（者）がそれ以上の学校へ進む際も、事情は同じ」であり、浦高問題と養護学校義務化は「事の根本に変わりはない」と述べていることを踏まえると⁵⁷⁾、赤人の主張の意図は、教育を受ける場の選択は本人の意思あるいは同意に基づくものであることを前提とした上で、実際にはその保護者が権利を行使する場合もあることを示したものと読み取ることが可能であるだろう。

しかしながら、浦高問題を最終的に法制度そのものに問題があると捉えたように、義務化に対する赤人の認識もその後変化していったことがうかがえる。1981年の『遺伝と生命』において赤人は、浦高問題においては自身の就学こそ達成しなかったものの、運動が残した波紋がその後の全国の障害者の進学へとつながっていることが確認できていたが、それも養護学校義務化によって「再び悪化の一途」をたどり、「障害を持つ子供は自動的（事実上強制的）に養護学校へ送り込む」システムが着実に構築されつつあると述べている⁵⁸⁾。ここからは、実際に1979年に義務化が始まると、それが誤用や悪用かを論じる余裕もなく「弱者」の切り捨てが進められたと赤人が捉えていたことがうかがえる。さらに1982年の臨床心理学会の講演では、赤人は「障害」「障害者」という概念をいかに捉えるべきかに関連して、「能力だとか劣悪だとか、不幸だとかを決めている」基準は実際には不明瞭なものであると主張し⁵⁹⁾、「能力」をはじめとする社会で自明視されている価値基準を問い直すことの重要性を示唆している。またそれらは世の中の仕組みと密接に関連しているとも赤人は述べ、「ちょっとでも異常なものは爪はじきに、早い時期からできるだけ爪はじきにしていく方式」が推し進められている例として養護学校義務化を挙げている。このような主張の変遷は、赤人が義務化制度の持つ可能性を探索しつつも、実際には障害者を「異常」とみなし排除するシステムとして受け止めざるを得なかったことを意味するとともに、その背景にある「能力」等に対する固定化された価値基準が障害児やその保護者の意志を黙殺し、権利の行使を妨げていることに、赤人が問題の本質を捉えていたことがうかがえる。

5. おわりに

本稿ではここまで、浦高問題における赤人の学校

観・権利観を、父巨人や「実現する会」の主張と比較しながら、障害児本人の普通学校就学を求める主張や障害者に対する配慮が「教育を受ける権利」との関連の中でいかに位置づけられてきたかを検討してきた。

第2章では浦高問題の経緯を確認するとともに、「実現する会」が当初こそ内申制度そのものの問題点を批判していたものの、その後は巨人と同様に制度の運用の在り方を問題視し、同時期の高校全入運動等への広がりを持ちながら、障害者の権利の実現を主張していたことが明らかになった。第3章では、赤人は先行研究で述べられていたように主として友人との交流や社会生活を維持するための場として高校進学を求めているが、そのことは勉強の場としての学校を否定するものではなく、むしろ運動の中ではそれらすべてを含みこむ形で学校や教育を捉えながら、障害者自身の意思や選択に基づいた「教育を受ける権利」の行使としての就学を要求していたこと、さらに憲法及び教育基本法等に記された「能力に応じて」についても、個々の障害者の立場に即した解釈を主張し、学習権・発達権的解釈と重なる視点を含みつつも「能力」に対する解釈そのものを問い直すことに重点を置いていたことが明らかになった。さらに第4章では、養護学校義務化に際し当初赤人は行政による「誤用・悪用」を懸念し、障害児本人と保護者の選択に基づく就学先の決定を主張していたが、実際の制度の施行後は、障害児を機械的に普通学校から排除し、「教育を受ける権利」の行使を妨げるものとして義務化を捉え返していったことが、赤人の主張の変遷から読み取れた。

浦高問題の運動としての特徴は、健常者を前提に作られた制度を障害者に無配慮に当てはめようとする行政や学校の機械的な運用を批判し、障害者の「能力」に対する「実質的」な評価に基づく進学・就学を、憲法や教育基本法に規定された「教育を受ける権利」に裏付けて主張していた点にあると言える。これは最終的に巨人による刑事告訴・告発の特別抗告が最高裁によって棄却されたことで運動が「過渡的決着」を迎えたように、ある種の限界性を孕んだものでもあったが、制度自体の問題とその運用上の課題という二重の障壁が障害者教育において存在することを指摘している点で、今日までつながる重要な視点を提示していると言える。現在では受験制度自体の改革や障害者への教育上の配慮など、70年代に比べれば制度的には大きく前進を見せていると言えるにも関わらず、依然として多くの障害児・者が入試で不合格判定を受け、高校に通えないでいる⁶⁰⁾。このような現状を踏まえた時、

問題が制度自体にあるのかその運用にあるのか、あるいはその両方であるのかを、個々の事例に即して分析することは、障害者の直面している社会的な障壁の除去を目指す上で、非常に大きな意義を持つだろう。

また赤人の主張は、学校が自身にとって多様な意味を持つ場であることを示しながらも、そのことを権利行使の前提とはせず、あくまでもすべての障害者に通ずる問題として浦高問題を捉えていた点で、非常に特徴的である。養護学校義務化に際しても、赤人は就学先の選択権は本人及びその保護者にあることを主張する立場をとっていた。これらは学校で何を学び、どのように成長するかを決める権利が、少なくとも就学先の決定という段階において、個々の障害児・者及びその保護者にあることを訴えたものであるとも言える。

ただし一方では就学を障害者の「教育を受ける権利」の行使として捉えたことで、教育の場に還元されない学校の持つ意義や進学の意味については後景に退いたことも指摘できる。赤人が当初述べていた「勉強プラスX」の主としてX」としての「交友や社会生活」も、必ずしも教育上の意義があるからのみ求められていたわけではないだろう。しかしながら、少なくとも浦高問題中においては、それらの学びを超えた意味や可能性について、直接的な言及はなされなかった。加えて赤人は「障害」による成績の低下を「能力」に含まないことを主張していたが、その主張は自身をはじめとする身体障害者を想定していたと思われ、例えば知的障害児などの「学力」に対する「実質的」な評価がなされたとして、それを本人の「能力」と捉えてよいのかという問題には言及していない。また実際の教育場面での制度の機械的な運用、例えば障害者が既に在籍しているにも関わらず教科教室制を導入することや、障害者が参加できない授業の進められ方などについては、批判もせず、配慮を要求してもいなかった点に注意が必要である。浦高問題における赤人の主張は、あくまでも現行制度に則って行われた入試制度の運用に論点を絞って、そのあり方を問いただした点に、大きな意義があると言える。

なお本稿においては浦高問題における赤人の主張に焦点を当てた一方で、「実現する会」の呼びかけ人でもあった清水寛などの「発達保障論」の位置づけや同時期の「全国障害者問題研究会」との関係、また養護学校義務化に反対した全国の団体の主張とのつながりや相違点などについては言及することができなかった。これらの検討については、今後の課題としたい。

注

- 1) 北村健太郎『日本の血友病者の歴史』生活書院, 2014, p.73.
- 2) 「大西問題を契機として障害者の教育権を実現する会」は1979年に「障害者の教育権を実現する会」に改名するが, 本稿では両者を区別せず「実現する会」と呼称する。
- 3) 北村, 前掲書 (2014), p.200.
- 4) 同上, p.22. ただし北村は「頭蓋内出血と関節内出血には注意が必要である」とも続けて述べている。
- 5) 同上, p.86.
- 6) 同上.
- 7) 同上及び北村小夜編『障害児の高校進学・ガイド』現代書館, 1993, pp.108-109.
- 8) 北村健太郎, 前掲書 (2014), p.88.
- 9) 橋本あゆみ 2018.「大西巨人の文学／運動の支柱としての「法感情」」坪井秀人編『運動の時代』臨川書店, pp.140-150.
- 10) 同上, p.144.
- 11) 大西巨人・大西赤人・大西美智子・鎌田哲哉・田代ゆき・山口直孝 2011.「大西巨人氏・大西赤人氏に聞く 浦和高校入学拒否事件をめぐって」『二松学舎大学人文論叢』第87号, p.66.
- 12) 本節では特別な注がない限り, 記述内容や引用は大西赤人 1972.「血友病との対決」『毎日ライフ』第3巻, 第2号, 1972年, pp.119-123による。
- 13) 大西家から学校までは徒歩5, 6分の距離であった。大西赤人 1979.「障害児にも普通学級を選ぶ権利」『教育の森』第4巻, 第2号, p.125.
- 14) 同上, p.127.
- 15) 浦和高校は大西家から6, 7分の距離であった。大西美智子『大西巨人と六十五年』光文社, 2017, p.145.
- 16) 大西巨人『巨人批評集』秀山社, 1975, p.171.
- 17) 同上, p.194.
- 18) 大部淳夫 1972.「大西問題 (身障児入学差別) とその提起するもの」『教育』第273号, p.109.
- 19) 大西巨人 1971.「坂田文部大臣への公開状」『婦人公論』第56巻, 第7号, pp.61-62.
- 20) 大西問題を契機として障害者の教育権を実現する会『大西問題とはなにか』大西問題を契機として障害者の教育権を実現する会, 1972, p.28.
- 21) 執筆者不明, 1972.「教師のみなさん, 父母のみなさんあなたにご存知ですか?」『人権と教育』準備1号, p.8. 以下, 『人権と教育』内で執筆者が明記されていないものは全て1972年のものであり, 記事題名から記載する。
- 22) 「運動のこれまでと, これからと」『人権と教育』準備3号, p.2.
- 23) 「広がる波紋」『人権と教育』準備2号, p.9 及び「浦和市教組が“共闘”を確認」『人権と教育』第6号, p.12.
- 24) 堀江六郎 1974.「教師として内部から問う」『朝日ジャーナル』第16巻, 第9号, p.41.
- 25) 斉藤光正 1972.「再び私たちの立場について」『人権と教育』第9号, p.7.
- 26) 大西巨人, 前掲書 (1975), p.197.
- 27) 大西赤人 1974.「「検定」と「学校」との断層」『朝日ジャーナル』第16巻, 第46号, p.86.
- 28) 大西巨人, 前掲書 (1975), p.169.
- 29) 大西赤人『人にわが与えうる哀歌』光文社, 1972, p.204.
- 30) 「大西問題によせて二, 三の論点」『人権と教育』第8号, p.7.
- 31) 「どうして, 大西君の場合が問題か?」『人権と教育』準備2号, p.2.
- 32) 「私的な疑問, 私的な返事」『人権と教育』準備2号, p.3.
- 33) 大西赤人, 前掲論文 (1972), pp.122-123.
- 34) 同上, p.123.
- 35) 同上.
- 36) 『読売新聞』1972年1月6日。
- 37) 『毎日中学生新聞』1972年1月16日。
- 38) 大西赤人 1972.「再受験拒否の思想」『人権と教育』第6号, p.6.
- 39) 『新潟日報』1973年2月10日。
- 40) 大西赤人 1973.「障害者にも学習権を」『婦人公論』第58巻, 第7号, pp.272-273.
- 41) 同上, p.273.
- 42) 同上, p.277.
- 43) 中西正司・上野千鶴子『当事者主権』岩波書店, 2003, pp.22-23.
- 44) 大西赤人, 前掲論文 (1974), p.85.
- 45) 大西巨人, 前掲論文 (1971), p.59.
- 46) 同上.
- 47) 同上, pp.61-62.
- 48) 大西赤人 1975.「「能力に依じて」ということ」『人権と教育』36号, p.2.
- 49) 兼子仁『教育法 (新版)』有斐閣, 1978, pp.231-233.
- 50) 同上, p.232.
- 51) 成嶋隆 1998.「教育の機会均等と学校教育」川合章・室井力編『教育基本法 歴史と研究』新日本出版社, p.140-141.
- 52) 編集部「赤人君事件は過去のことか」『人権と教育』第8号, p.1.
- 53) 斉藤, 前掲論文 (1972), p.7.
- 54) 障害者の教育権を実現する会編『こうすれば地域の学校に行ける』社会評論社, 1986, p.198.
- 55) 津田道夫・斎藤光正・野村みどり・木田一弘・柴崎律 1976.「養護学校義務化をどう考えるか」『人権と教育』第49号, p.7.
- 56) 大西赤人, 前掲論文 (1979), p.127-128.
- 57) 同上, p.128.
- 58) 大西赤人 1981.「僕の闘病記」『自然読本』編集部編『遺伝と生命』河出書房新社, p.31.
- 59) 大西赤人 1983.「特別講演「遺伝子操作」時代と障害者のいのち」『臨床心理学研究』第20巻, 第3号, pp.89-90.
- 60) 例えば, 竹迫和子 2018.「障害児・者の高校進学 二〇一八年, 春」『福祉労働』第159号, 2018年, pp.143-148.

※本研究はJSPS科研費JP20J12993の助成を受けたものです。

(指導教員 小国喜弘教授)